

## 大村市水道料金のあり方に関する懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 大村市における水道料金のあり方に関して必要な事項を検討し、もって健全で持続可能な水道事業を構築するため、大村市水道料金のあり方に関する懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 懇話会は、次の事項について検討し、大村市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に対して意見を述べるものとする。

- (1) 水道料金の改定の有無、水準、今後の方向性等に関する事項
- (2) その他水道料金に関し管理者が必要と認める事項

### (組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者又はその推薦者
- (3) 公募による市民

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から提言書の提出までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第5条 懇話会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、懇話会の会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 会長は、懇話会の会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱の日以後、最初に開かれる懇話会の会議は、管理者が招集する。

- 2 懇話会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 懇話会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くこ

とができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、上下水道局業務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。